

町内全ての家屋について、固定資産税課税台帳に登録されている内容と現況を見比べ、公平で適正な課税を行うための調査(全棟調査)を実施します。固定資産税は、町民税とともに地方自治体において主要な税であり、地方自治体の運用における財源として重要なものです。また、調査を行うことにより、固定資産証明書等の発行が正確に行えるようになります。

【課税対象になる条件】

- ① 土地への定着性……土地に定着して建造されている(基礎があるなど)。
- ② 外気分断性……屋根・壁などに囲まれ雨風をしのげる。
- ③ 用途性……住居、作業、貯蔵などのために使用できる。
- (3要素全てを満たすものが家屋と認定され固定資産税の対象となります)

【調査方法】

①事前調査(1次調査)

航空写真を利用し、課税台帳に登録されている事項(所在地・床面積など)と現況の家屋を比較し、増築や未評価家屋、取壊しの確認作業を行います。この作業は、南越前町長より認定された調査員が町内を回って調査を行います。調査中は調査員証を付けて調査に当たります。

②家屋の仕分け

事前調査の結果、取壊しをしている場合は課税台帳から削除し、未評価と思われる家屋については現地調査することを決めます。

③家屋評価調査案内文章を送付

家屋評価調査が必要となった家屋の所有者の方に個別に案内文を送付します。

④家屋評価調査(2次調査)

評価員が直接お伺いして調査します。



平成28年度

臨時福祉給付金および障害・遺族年金受給者向け給付金のお知らせ

	平成28年度臨時福祉給付金	障害・遺族年金受給者向け給付金
内 容	平成26年度4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。	一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援します。
支給対象者	平成28年度分の住民税が課税されない方 ※ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。	平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している方
支給額	支給対象者1人につき、3,000円	支給対象者1人につき、30,000円
申請手続	申請先は、基準日(平成28年1月1日)において住民登録がされている市町村となります。支給対象者となる可能性のある方には、9月末に申請書を送付予定です。返信用封筒も同封しますので、役場保健福祉課までご郵送ください。	
申請受付期間	9月27日(火)から12月22日(木)	
給付金の受取方法	申請書に記載した指定口座に入金されます。 ※振込後に支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただきますので、ご留意ください。	

★臨時福祉給付金の支給を装った「振り込め詐欺」等にご注意ください

町や県、厚生労働省などの職員をかたった電話や郵便により、手数料などの振込を求められたり、個人情報を尋ねられたときは、迷わずに役場保健福祉課または最寄りの警察署にご連絡ください。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007